

特定非営利活動法人日本知的財産翻訳協会について

会員 吉田 維夫*

目次

1. 「日本知的財産翻訳協会」の誕生
2. 設立の背景
3. 知的財産翻訳検定
4. 国際協力活動（ODA 資金による日中知的財産翻訳者育成事業）について
.....

1. 「日本知的財産翻訳協会」の誕生

2004年7月13日、特定非営利活動法人（NPO）「日本知的財産翻訳協会」が登記を終え正式に活動を開始した。Nippon Intellectual Property Translation Association の頭文字をとり、NIPTA と略称されることから、以下では NIPTA と呼称する。

その定款には、活動目的として「国際的な特許出願に対応できる知的財産に関する翻訳（知財翻訳）技術の研究・開発および翻訳者の翻訳能力の向上等の支援を通じて、知財翻訳の普及啓発を図ることにより、…海外におけるわが国の知的財産の適切な保護に資する」ことが謳われている。

設立趣旨にご賛同いただいた日本弁理士会会員、学識経験者、特許翻訳企業有志などがボランティアとして理事会を構成している。また、理事長には、TOEIC を立ち上げ現在も会長として日本人の国際コミュニケーション能力向上に尽力しておられる、弁護士の渡辺弥栄司先生にご就任いただいた。誌面の都合で監事、参与も含めた役員名の記載は割愛させていただくが、日本弁理士会からは朝比奈宗太、恩田博宣、幸田全弘、小谷悦司、高見和明、深見久郎の各先生に理事としてご参加いただいている。また、現在、弁理士を中心とした個人 58 人、団体 27 社（所）が会員となられ、4 社に賛助会員としてご支援いただいている。今後、出願人企業、翻訳者などにひろく参加をお願いする所存である。

2. 設立の背景

USPTO のデータベースによれば、日本企業の米国

特許出願件数は 2005 年には約 6 万件に達すると見込まれている。1965 年には約 2 千件であったことから、この 40 年間で約 27 倍に増加したことになる。その間、日本における特許翻訳体勢は、需要にひきずられる形で増大し、企業の海外出願をまがりなりにも根幹で支えてきたが、品質、価格、発注経路なども含め業態としては未だ混沌とした状況にあると言える。

いささか旧聞に属するが、2001 年 3 月に（財）知的財産研究所がリリースした「知的財産専門サービスにおける能力評価制度に関する調査研究報告書」によれば、アンケートに回答した大手出願人企業約 300 社のうち 50% が、特許翻訳者の能力を客観的に評定する検定制度の必要性を認めており、必要なしとする回答（20%）を大きく上回っている。また、翻訳者に対して求める能力として、技術に対する理解力、翻訳能力、特許翻訳の経験（特許翻訳の特殊性に関する知識・ノウハウ）があげられている。実体的には、海外特許出願用の翻訳業務は法人・個人の翻訳事業者に依存するところ大である。

「知財立国」を陰で支えるインフラとしての特許翻訳リソースの整備拡充はとりもなおさず国益の問題である。NIPTA 設立には以上のような背景があるが、定款に掲げた事業項目のうち、当面は「知的財産翻訳検定の実施」と「国際協力」の 2 項目が活動の柱となるので、本稿ではこれらの事業について説明させていただく。

3. 知的財産翻訳検定

目的

言うまでもないが知財翻訳検定は、資格試験ではなく評価（能力認定）試験である。翻訳者の能力をある程度客観的に示す目安があれば、発注者にとっては外

* 特定非営利活動法人（NPO）日本知的財産翻訳協会 副理事長

注先の選定、人材採用、従業員の評価などを行う際の指標が得られるばかりでなく、従業員の自己啓発を促す効果もある。また、翻訳者にとっては自らの能力を証明する場となり、研鑽のターゲットを設定することにもつながる。更に、潜在的に高い素養を持つ多くの翻訳者予備軍に対し、特許翻訳技術習得のためのモチベーションを与えることになる。同時に特許翻訳教育ビジネスを育成し、日本における特許翻訳力の全体的な底上げに資することが期待される。

公平性、透明性の担保と基本コンセプト

試験が公平に透明性をもって実施されることを担保するため、理事会の下に、弁理士、学識経験者、翻訳事業者からなる「知的財産翻訳検定委員会」（検定委員氏名はウェブサイト www.nipta.org に掲載）が組織された。2004年7月2日の第1回検定委員会、同8月25日の第2回委員会を経て検定試験の基本コンセプトが固まった。

それによると、検定試験には、専門技術分野にかかわらず特許翻訳者であれば等しく身につけているべきと思われる基礎的な知財英語力（特許制度、実務などに関する英語力）を問う共通課題と、機械工学、電気・電子工学、化学のいずれかの技術分野を選ぶ選択課題とが含まれる。基本的には TOEIC 同様スコア制となるが、それに加え① 技術理解力、② 翻訳力、③ 特許制度・実務などに関する英語力の3要素が総合的に評価され、最終的に1級、2級、3級、級外の認定が行われる。例えば、① 技術理解力と② 翻訳力とにおいて優れていても、③ 特許制度・実務などに関する英語力が備わっていないと判断されると、1級合格とはみなされないという仕組みである。

1級合格者は「知財翻訳専門翻訳者として推薦できるレベル」とされ、面接試験を経て氏名が公表される。他の級の認定者については今後の研鑽の指針となるような簡単なコメントを付して結果を本人にのみ通知し、氏名などの公表は行われない。

試験はインターネットを経由して完全にペーパーレスで行われる。これにより海外からの受験も可能となる。

検定対象語種と試験課題

当初は、翻訳需要が多くかつ日本の出願人企業の関心が高い「和文英訳」についてのみ行われるが、将来

は英文和訳、中国語なども検定対象に加える予定である。具体的な出題内容や試験の細部については、検定委員会の下に組織される「試験委員会」が決定する。機械工学、電気・電子工学、化学、特許法務の各分野について二人ずつの試験委員が既に決まっている。

実施時期など

初回の検定試験は、2004年12月18日に実施される。会員（団体会員に所属する個人も含む）には20%の受験料割引がある。詳細は、ウェブサイトに掲載されているが、10月中旬からオンラインで申し込みを受け付ける。最終的な結果発表は2005年2月頃となる見込みである。今後、各種媒体を通じて積極的な案内活動を行うが、前例のない試験であることから多少の困難も予想される。日本弁理士会々員各位ならびに周囲の方々の暖かいご理解とご支援を願ってやまない。

4. 国際協力活動（ODA 資金による日中知的財産翻訳者育成事業）について

中国における明細書誤訳問題

知財翻訳に関する問題は英語に関わるものばかりではない。最近では特に中国への特許出願における深刻な誤訳問題が指摘されている。中国への特許出願は激増しており、2004年には日本からだけでも26,000件の出願がなされる見込みと聞く。振り返れば高度成長前期の日本でも欧米から翻訳上の同様の指摘を受けた時期があるが、件数の多さと準備期間の短さ（WTO加盟後3年）を考えると現在の中国語誤訳問題の深刻さは到底その比ではない。翻訳体勢を整える時間のないまま殺到する外国からの出願を処理しなければならぬ状況で、現地における混乱は想像に難くない。

最近、日本企業からの出願においても、英訳明細書から中国語に訳するケースが増えているとはいえ、中国において日本企業の知的財産を適正に保護するために、日本語と中国語の間の翻訳を行う体勢を中国において築き上げてゆくことは必要である。気の長い話とはいえ、手をこまねいていて良いものでもない。

ODA 資金による中国での教育実証事業

NIPTAでは、経済産業省からの委託を受けた日本貿易振興機構（ジェトロ）が2004年5月に行った「先導的貿易投資環境整備実証事業」（経産省経由 ODA）

提案募集に対し、中国における日中知財翻訳の環境整備を目的とする「日中知的財産翻訳者育成事業」提案を行っていたところ、7月に採択され、事務的な折衝を経て8月31日付で正式な契約を締結した。この事業は、中華全国専利代理人協会（中国弁理士会）を中国サイドのパートナーとし、中国の弁理士、翻訳者などを対象に特許明細書の日中翻訳のための講習と検定試験を行うもので、中国における日中知財翻訳者の教育システムを根付かせるための実証事業である。

準備体勢と実施時期

現在中国は外資による教育事業実施について厳しい制限を課している。また、この事業は従来のハコモノを中心としたものとは異なり制度インフラにてこ入れする性格のものである。このようなことから、前例を持たない手探りの事業展開となるが、既に9月初旬に北京の中国弁理士会と同じフロアに日本知的財産翻訳協会の北京事務所が開設され、日本側委員と中国側委

員との合同会議を経てカリキュラムの策定や教材の作成作業が開始された。講習は11月はじめから行われる予定である。なお、NIPTAの北京事務所には、このプロジェクトの推進役で前日本弁理士会事務総長の尾上道雄氏（NIPTA 副理事長）が駐在し、2005年1月31日の事業終了まで現地での事業推進と管理にあたられる。2005年1月末までに国（ジェトロ）への報告を終わることになるが、その後この事業の成果についてあらためて報告させていただくこととしたい。

以上、NIPTAの活動について誌面をお借りし説明する機会をいただいたことに対し、関係各位に深く感謝するとともに、生まれて間もないこの協会を堅実に育てるために会員各位のご支援を再度お願いする次第である。なお、協会についての詳細や入会方法などのご案内は、ウェブサイトに掲載されている。ご意見やお問い合わせは事務局（e-mail:office@nipta.org）宛お寄せいただきたい。

（原稿受領 2004.9.14）